

宇部市立小中学校適正規模・適正配置計画《概要版》

～将来あるべき学校の姿とその実現に向けた取組について～

1 計画の策定について

■はじめに

全国的に少子化が進行する中、本市においても、児童生徒の継続的な減少が見込まれており、また、市街地地域における通学区域の偏りも課題となっています。

そのため、令和4年4月に宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会に「将来あるべき学校の姿とその実現に向けた具体的な方策」について諮問しました。

審議会では、2年間にわたり市民の方々のご意見も聴取されながらご審議いただき、令和6年1月に答申の提出がありました。

教育委員会では、答申を尊重し、児童生徒の学びの保障を最優先に考えながら、人口減少の中にあっても安心・安全に過ごせる最適な教育環境を創出していくため「宇部市立小中学校適正規模・適正配置計画」を定めることとしました。

■計画期間：令和6年度(2024年度)から令和15年度(2033年度)までの10年間

2 学校のあるべき姿

計画の策定にあたり、まずは、子どもたちにとって望ましい教育環境として「学校のあるべき姿」を定めました。この計画を進めていくことにより、ここに定める「学校のあるべき姿」の実現を目指します。

『学校のあるべき姿』

児童生徒が、多様な考え方に触れ、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていける集団規模と、安心・安全な教育環境のもとで、地域と連携を図りながら、義務教育9年間を見通したつながりのある教育を提供することにより、児童生徒の確かな学び（健やかな成長）を保障できる学校

【理想形】

児童生徒の社会性を育むことができる集団規模を有し、校区の中心に位置する同一敷地内に小中学校がある義務教育学校

3 小中学校の現状と課題

2で定めた『学校のあるべき姿』に対して、現状、以下のような課題があります。

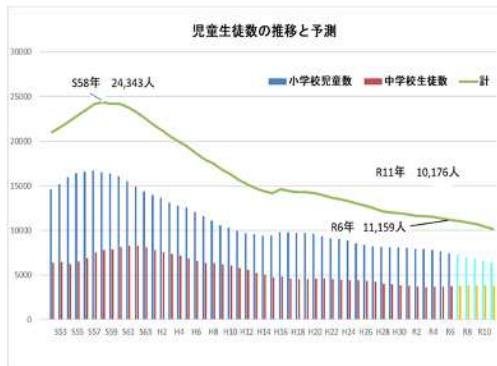
■児童生徒数：児童生徒数は昭和58年(1983年)に24,343人とピークを迎え、その後は減少が続く、令和6年(2024年)には11,159人となっています。さらに、減少傾向は続き、令和11年(2029年)には10,176人になる見込みです。（減少率58%）

学校規模についても、令和6年(2024年)5月1日現在、24小学校のうち4校が複式学級、5校が全ての学年でクラス替えのできない単学級となり、全市的に小規模化が進行しており、適正な学校規模を確保していくための取組を進めていく必要があります。

■小中一貫教育：進学先の中学校が分かれる小学校では、地域の特色を活かした系統的教育が難しい状況にあり、義務教育9年間を通してより一層つながりのある教育を推進できる環境づくりを進めていく必要があります。

■学校選択制：市街地地域においては、学校選択制の利用者の増加により本来の就学校で大幅に入学者が減少している学校があり、適正な通学区域のもとで適正な学校規模を確保する取組を進めていく必要があります。

■学校施設：多くの学校施設において老朽化が進んでおり、状況に応じて施設の更新を計画的に進めていく必要があります。



4 課題解決に向けた取組の方向性

①小中一貫教育の推進

小中一貫教育をより一層推進していくため、進学先が分かれる小学校の解消を図るとともに、学校選択制については将来的に廃止を進めます。

②望ましい学校規模の確保

児童生徒の通学距離など、就学環境を踏まえながら、社会性を育むことができる一定の集団規模を確保するための基準(適正規模・適正配置基準)を定めて、通学区域の変更や適正配置を進めます。

③学校施設の整備

学校施設の更新時期を踏まえた、学校の統廃合を進めます。

5 学校規模・学校配置基準

《適正化のための地域区分》

市街地地域：北部地域以外 北部地域：厚東、二俣瀬、小野、船木、万倉、吉部

■望ましい学校規模の基準

	市街地地域	北部地域
小学校	12学級以上（1学年2学級以上）	6学級以上（1学年1学級以上）
中学校	6学級以上（1学年2学級以上）	3学級以上（1学年1学級以上）

■望ましい学校配置の基準

	通学距離
小学校	概ね4 Km以内
中学校	概ね6 Km以内

6 配置の適正化に向けた具体的な取組

■適正化の進め方

①小中一貫教育の推進

中学校の通学区域を優先的に見直すとともに、必要に応じて小学校の通学区域の見直しを行います。

②望ましい学校規模の確保

適正化の検討対象校は5年後の令和11年度(2029年度)の児童生徒数の推計から、望ましい学校規模の基準を満たさない学校としますが、市街地地域については、計画期間内における優先度を考慮し、全ての学年が単学級となる次の学校とします。

《市街地地域の検討対象校》

岬小学校、見初小学校、神原小学校、鵜ノ島小学校

《北部地域の検討対象校》

厚東小学校、二俣瀬小学校、小野小学校、万倉小学校、吉部小学校

- ・検討対象校の適正化は、①により見直した中学校の通学区域により、複数の学校が集中し、施設の老朽化が進んでいる市街地地域の検討対象校から優先的に取り組みます。
- ・北部地域の検討対象校については、通学距離が配置基準を大幅に超えており、現状、小規模校のメリットを生かした教育の提供により教育環境の維持が図られているため、当面の間、現在の学校を維持していきます。

③学校の施設整備

老朽化した校舎の建て替えに合わせ、施設一体型小中一貫校または義務教育学校の設置を目指します。

7 学校のあるべき姿を実現するための学校再編

(1) 小中一貫教育を推進するための中学校区域の再編

一つの小学校からは一つの中学校への進学となるよう見直しを行うとともに、必要に応じて小学校の通学区域の見直しも行います。

■進学先が分かれる小学校の中学校区域の再編

	現在の進学先	再編後	対象地区
常盤小	西岐波中・常盤中	西岐波中	常盤全区
零芝小	上宇部中・常盤中	神原中 常盤中	零芝全区 (零芝1区から1-10区を除く) 零芝1区から1-10区
鵜ノ島小	桃山中・藤山中	藤山中	鵜の島全区

恩田小へ区域変更

（２）規模等検討対象校の適正化

【市街地地域の適正化の方向性】

岬小学校を除く検討対象校は、新たに再編される中学校の通学区域により適正化を推進していくこととします。また、老朽化した校舎の更新に合わせて施設一体型の小中一貫校を目指して統合を進めていきます。

岬小学校については、学校施設が新しく、近隣に大規模校である恩田小学校があることから、審議会の答申において通学区域の変更により適正化を進めていくよう、提言がありましたが、岬小学校に通学する方が通学距離が短くなる恩田地域の児童数を合わせても、望ましい学校規模基準である２学年級に満たない学年が多くなることから、本計画期間中は適正化は行わず、小規模校のメリットを活かした教育の充実を図ることなどにより、現在の教育環境を維持していくこととします。

■検討対象校：見初小学校、神原小学校

３小１中（見初小、神原小、琴芝小、神原中）の施設一体型を目指した小中一貫校の設置に合わせ統合を行います。

■検討対象校：鶴ノ島小学校

２小１中（鶴ノ島小、藤山小、藤山中）の施設一体型を目指した小中一貫校の設置に合わせ統合を行います。

【北部地域の適正化の方向性】

■検討対象校：厚東、二俣瀬、小野、万倉、吉部の各小学校

令和１１年度(2029年度)時点で５年先までの児童数を確認し、将来的な児童数の推移が１学年２人相当である、学校全体で１２人未満（住民基本台帳上の推計値）の見込みとなった場合は適正化を推進していきます。

（３）再編スケジュール

	R6年度 (1年目)	R7年度 (2年目)	R8年度 (3年目)	R9年度 (4年目)	R10年度 (5年目)	R11年度 (6年目)	R12年度 (7年目)	R13年度 (8年目)	R14年度 (9年目)	R15年度 (10年目)
藤山中	地域説明	地域協議 再編準備	中学校区の再編（藤山小・鶴ノ島小）							2小1中 小中一貫校 開校
藤山小			2小1中 小中一貫校 基本設計	実施設計	施工					
鶴ノ島小			開校準備委員会設置（開校に向けた検討・準備）							
			藤山中学校へ進学							
神原中	地域説明	地域協議 再編準備	中学校区の再編（見初小・神原小・琴芝小）							施工 R19年度 開校目途
神原小			地域協議 (3小1中 小中一貫校)				3小1中 小中一貫校 基本設計	実施設計		
琴芝小				開校準備委員会設置 (開校に向けた検討・準備)						
見初小										
	神原小・琴芝小との交流や合同学習・小規模校のメリットを活かした教育の充実（R19年度新設一貫校へ）									
常盤中	地域説明	地域協議 再編準備	中学校区の再編（恩田小・岬小）							
恩田小			小学校区の再編（琴芝小の一部編入）							
岬小			恩田小との交流や合同学習・小規模校のメリットを活かした教育の充実							
西岐波中	地域説明	地域協議 再編準備	中学校区の再編（西岐波小・常盤小）							
常盤小			西岐波中学校に進学							
厚東小 二俣瀬小 小野小 吉部小 万倉小	地域説明	他校との交流や合同学習・小規模校のメリット を活かした教育の充実、地域や市長部局と 連携した児童生徒増加策の推進	R11年度時点で5年先までの児童数を確認し、 児童数の推移が学校全体で12人未満の見込み となった場合は適正化を推進							
【関連校】										
桃山中 上宇部中	地域説明		中学校区の再編（小羽山小・新川小）							
			中学校区の再編（上宇部小）							

8 計画の進め方と配慮事項

（１）計画の進め方

地域説明会の実施

- ・保護者
- ・未就学児の保護者
- ・地域住民など

本計画の内容を説明し周知を図ります。



地域別協議会等の設置

- ・保護者代表
- ・未就学児の保護者代表
- ・地域住民代表
- ・学校関係者など

市街地地域では再編の時期や新しい学校のあり方などご意見をいただき、共通認識を図りながら計画を進めていきます。



学校別統合準備会等の設置

- ・保護者代表
- ・未就学児の保護者代表
- ・地域住民代表
- ・学校関係者など

新設校の設置が予定される地域では、校名、校歌、通学路の安全対策等の検討を行います。

（２）配慮事項

①児童生徒の不安解消

再編前には、学校行事や部活動等において児童生徒同士の交流の機会を充実させるとともに、再編後においてもきめ細かな心のケアに取り組みます。

特に、特別な支援を必要とする児童生徒については、個々の特性に寄り添った一貫した支援等が再編後も継続して受けられるよう、配慮していきます。

また、通学区域の変更については、新入生からの段階的实施や、入学時に兄や姉が在学している場合は、変更前の学校も選択可能とするなど、緩やかな移行に向けた仕組みも検討していきます。

②児童生徒の通学支援

スクールバスや公共交通機関の活用など、通学時間が短くなるよう配慮していきます。

また、学校と保護者や地域が連携して児童生徒が安心安全に登下校できるよう取り組みます。

③小規模校の課題への配慮

中山間地域では、猶予期間中においては、特認校就学制度の活用や移住定住策の推進などに地域や市長部局と連携しながら取り組みます。

【参考】小中一貫教育、義務教育学校、施設一体型小中一貫校の関係

小中一貫教育														
小中一貫教育とは、連続する小中学校で「めざす子ども像」（教育目標）を共有して、９年間を通じた系統性・連続性のある教育活動を行うもので、本市では令和２年度(2020年度)からすべての中学校区で導入しています。小中一貫教育のメリットとしては、「中一ギャップの緩和や解消」「確かな学力の定着」「異学年交流などによる精神的な発達」などが挙げられます。 【具体的な取組】 ・「めざす子ども像」を共有し、同じベクトルで児童生徒を育てる ・９年間を見通したカリキュラムを実施 ・小学校５・６年生で教科担任制 ・小学生と中学生の交流授業 ・小中教員による相互の乗り入れ授業など 【２つの学校形態】 <table> <tr> <th></th><th>小中一貫型小学校・中学校</th><th>義務教育学校</th></tr> <tr> <td>校長</td><td>小学校・中学校に１人ずつ</td><td>１人</td></tr> <tr> <td>教職員組織</td><td>小学校・中学校に１つずつ</td><td>１つ</td></tr> <tr> <td>学年</td><td>小学校６年 中学校３年</td><td>１年生から９年生</td></tr> </table> 【施設の形態】 従来の小中一貫教育（施設隣接型・分離型） 施設一体型小中一貫校 同一敷地内に、小学校と中学校を設置する施設整備の形態				小中一貫型小学校・中学校	義務教育学校	校長	小学校・中学校に１人ずつ	１人	教職員組織	小学校・中学校に１つずつ	１つ	学年	小学校６年 中学校３年	１年生から９年生
	小中一貫型小学校・中学校	義務教育学校												
校長	小学校・中学校に１人ずつ	１人												
教職員組織	小学校・中学校に１つずつ	１つ												
学年	小学校６年 中学校３年	１年生から９年生												